



城陽市寺田東ノ口

16番地、17番地

発行

城陽市 総務部

総 務 課

目 次

規 則

- 城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（東部丘陵整備課） …… 2

告 示

- 放置自転車の撤去及び保管について……………（管理課） …… 4

公 営 企 業

- 城陽市下水道排水設備指定工事業者の代表者の変更について…
……………（上下水道課） …… 4
- 城陽市指定給水装置工事事業者の指定について……………
……………（上下水道課） …… 4



規



則

城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年（2026年）9月1日

城陽市長 村 田 正 明

城陽市規則第31号

城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋立て等に関する条例施行規則（平成14年城陽市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
	<u>（日常管理行為）</u> <u>第8条 条例第16条第4号に規定する日常管理行為で市長が認めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u> <u>（1）耕作に必要な土砂等の入替え又は補充</u> <u>（2）ゴルフ場の管理に必要な土砂等の入替え又は補充</u> <u>（3）条例第9条第1項に規定する協定を締結した者が砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受けた採取計画（同法第20条第1項又は第2項の規定により変更された採取計画を含む。）に基づき行う土砂等又は資材の一時的な盛土</u> <u>（4）近隣における工事等に伴う土砂等又は資材の一時的な盛土で、おおむね1年以内に撤去されることが明らかなもの</u> <u>（5）その他通常 of 管理行為又は軽易な行為として認められるもの</u> <u>2 前項第4号又は第5号に掲げる行為を行おうとする者は、当該行為の内容を示した事業計画書等を市長に提出し、あらかじめその確認を受けなければならない。</u>
（公表の方法） <u>第8条 略</u> （許可の申請及び届出に必要な添付書類） <u>第9条 略</u>	（公表の方法） <u>第9条 略</u> （許可の申請及び届出に必要な添付書類） <u>第10条 略</u>

(許可の基準)	(許可の基準)
<u>第 1 0 条</u> 略	<u>第 1 1 条</u> 略
(変更の許可申請及び届出に必要な添付書類)	(変更の許可申請及び届出に必要な添付書類)
<u>第 1 1 条</u> 略	<u>第 1 2 条</u> 略
(土砂等又は資材の検査)	(土砂等又は資材の検査)
<u>第 1 2 条</u> 略	<u>第 1 3 条</u> 略
(譲渡の届出)	(譲渡の届出)
<u>第 1 3 条</u> 略	<u>第 1 4 条</u> 略
(承継の届出)	(承継の届出)
<u>第 1 4 条</u> 略	<u>第 1 5 条</u> 略
(土砂等の採取又は土砂等による土地の埋立て等の着手の届出)	(土砂等の採取又は土砂等による土地の埋立て等の着手の届出)
<u>第 1 5 条</u> 略	<u>第 1 6 条</u> 略
(中止又は完了の届出)	(中止又は完了の届出)
<u>第 1 6 条</u> 略	<u>第 1 7 条</u> 略
(標識)	(標識)
<u>第 1 7 条</u> 略	<u>第 1 8 条</u> 略
(身分を示す証明書)	(身分を示す証明書)
<u>第 1 8 条</u> 略	<u>第 1 9 条</u> 略
(書類の提出部数)	(書類の提出部数)
<u>第 1 9 条</u> 略	<u>第 2 0 条</u> 略
(その他)	(その他)
<u>第 2 0 条</u> 略	<u>第 2 1 条</u> 略
別表第 3 (<u>第 1 0 条</u> 関係)	別表第 3 (<u>第 1 1 条</u> 関係)
略	略

別記様式第 1 号中「第 1 7 条」を「第 1 8 条」に改める。

別記様式第 2 号中「第 1 8 条」を「第 1 9 条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〈揭示済み〉



告

示



城陽市告示第86号

城陽市自転車等の駐車秩序の確立に関する条例（昭和61年城陽市条例第21号）第11条の規定により放置されていた自転車を撤去し保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和8年（2026年）9月1日

城陽市長 村 田 正 明

- 1 放置されていた自転車の撤去日、種類、車体番号、色及び放置場所

撤去日	種 類	車体番号	色	放置場所
令和8年 8月18日	スポーツサイクル	不明	黄	城陽市寺田西ノ口 20-2 奥田モーターサイクル前

- 2 保管場所

富野荘駅前自転車保管所（城陽市枇杷庄鹿背田51-4）

- 3 保管期間

告示の日から起算して6箇月間

- 4 保管期間経過後の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

- 5 問合せ先

城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

城陽市管理課 TEL 0774-56-4063

〈揭示済み〉



公

営

企

業



城陽市公営企業告示第17号

城陽市下水道排水設備指定工事業者規程（平成20年城陽市公営企業管理規程第8号）第9条第2項第2号の規定に基づき、令和8年（2026年）7月30日付けで指定工事業者異動届を受理したので、同規程第15条第1項第4号の規定により告示します。

令和8年（2026年）9月15日

城陽市公営企業管理者職務代理者

上下水道部長 竹 内 章 二

変更があった事項

業者名	変更があった事項	変更前	変更後
日新工業 株式会社	代表者の異動	浦井秀男	西田和志

城陽市公営企業告示第18号

城陽市指定給水装置工事事業者として令和8年（2026年）8月17日に指定したので、城陽市指定給水装置工事事業者規程（平成10年城陽市水道事業管理規程第3号）第9条第1号の規定により、次のとおり告示します。

令和8年（2026年）9月15日

城陽市公営企業管理者職務代理者

上下水道部長 竹 内 章 二

- 1 指定をした業者名等

指定番号	商号又は名称	住所又は所在地	代表者
340	株式会社山下工業	京都市右京区山ノ内 荒木町7番地65	山下琢史
341	M&Yコーポレーション株式会社	京都府相楽郡精華町 大字菱田小字宮川原 47番地1	奥野美加枝